

こども家庭センターの設置について

令和5年12月

こどもまんなか
こども家庭庁 **こども家庭センターについて**

＜趣旨・目的＞

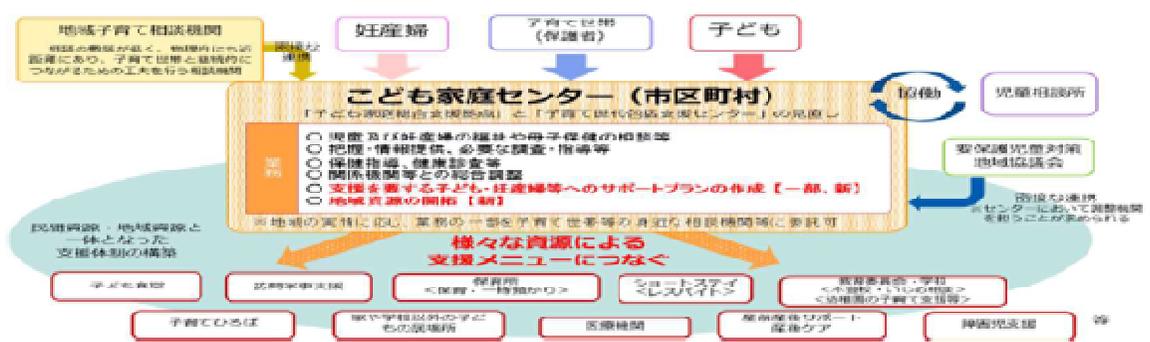
- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

＜業務内容＞

- こども家庭センターは、これまで母子保健機能（子育て世代包括支援センター）や児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）において実施している相談支援等の取組に加え、

新たに

- ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、
 - ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓、
- を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。



こども家庭センターの設置に向けたスケジュール

	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7
国（こども家庭庁）の動き	<p>児福法関連の政令・府令 公布</p> <p>改正児童福祉法Q&A 公表</p>	<p>こども家庭センターガイドライン 発出</p>	<p>自治体説明会 開催</p>		<p>こども家庭センター設置要綱 発出</p>	<p>4/1</p> <p>改正児童福祉法 施行</p>			
旭川市	<p>サポートプランの様式・作成方法について検討・整理</p>					<p>4/1</p> <p>設置要綱の制定</p>		<p>統括支援員基礎研修の受講</p>	<p>こども家庭センター 本格運用</p>
		<p>庁内関係部局との調整</p>							
		<p>国から示されるガイドラインや設置要綱の内容を踏まえて課題を整理</p>							

児童虐待の未然防止に向けて

児童虐待防止の普及啓発

- こども家庭庁が定める、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間にあわせて、各種イベントを引き続き実施するほか、広報誌やSNSなど、旭川市の広報資材を活用した普及啓発を実施することで、広く市民に児童虐待に関する知識を深めてもらい、安心して子育てができるまちづくりの実現に向けた市民意識の醸成を図る。

令和5年度の主な取組

オレンジリボン街頭普及啓発

【日時】

11月12日(日)11時～/13時～

【場所】

イオンモール旭川西

【参加者】

旭川市民生委員児童委員連絡協議会、北海道立旭川児童相談所、旭川市子ども総合相談センター

【内容】

旭川市民生委員児童委員連絡協議会の皆様にご協力いただき、児童虐待防止のメッセージが込められている「オレンジリボン」などの啓発グッズを配布した。



児童虐待防止パネル展

【期間】

11月16日(木)～11月30日(木)

【場所】

旭川市情報コーナー
(メガセンタートライアル旭川店1階)

【内容】

児童虐待防止の周知啓発に係るポスター等の掲示や、市の子育て支援サービスの案内チラシの配架を行った。



児童虐待防止市民講演会

【日時】

11月26日(日)14時～

【場所】

旭川市民文化会館 3階 大会議室

【講師】

木下 俊吾 氏
(北海道教育大学教職大学院特任教授)

【内容】

基調講演「今、子どもたちは…～サインに気づき、つなげていきましょう～」

